



# 鳥取県公報

平成14年7月30日(火)  
号外第116号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示 鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部改正(418)(循環型社会推進課)..... 1

## 告 示

### 鳥取県告示第418号

鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱(平成4年鳥取県告示第317号)の一部を次のように改正する。

平成14年7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

第1条 次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略  (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。 (6) 許可対象外処理施設 処理業者が設置する産業	(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する産業廃棄物をいう。 (3) 略 (4) 略 (5) 略  (6) 処理施設 産業廃棄物処理施設(法第15条第1

廃棄物の中間処理を行うための施設であって、産業廃棄物処理施設以外のものをいう。

(7) 積替え保管施設 処理業者が設置する産業廃棄物の積替え及び保管のための施設をいう。

(8) 処理施設等 産業廃棄物処理施設、許可対象外処理施設又は積替え保管施設をいう。

(生活環境に関する調査の実施)

第7条 許可対象外処理施設又は積替え保管施設(以下「許可対象外処理施設等」という。)を設置しようとする処理業者(以下「許可対象外処理施設等設置予定者」という。)は、事前に、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施しなければならない。

## 2 略

(処理施設等の設置に係る事前協議)

第8条 産業廃棄物処理施設設置予定者又は許可対象外処理施設等設置予定者(以下「設置予定者」という。)は、法第15条第1項の規定による許可の申請又は許可対象外処理施設等の設置の工事の着手(第16条第1項及び第4項において「許可の申請又は工事の着手」という。)の前に、別記産業廃棄物処理施設等設置(変更)事前協議書(様式第1号)により、知事(排出事業者が産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設の住所地を管轄する保健所長。以下この章(第20条の2を除く。)において同じ。)に協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、法第15条第1項の規定による許可の申請書の案(許可対象外処理施設等を設置しようとする場合にあっては、法第15条第2項各号に掲げる事項に準じた事項を記載した書類)及びその添付書類(許可対象外処理施設等を設置しようとする場合にあっては、前条第1項の規定による調査の結果を記載した書類、施設の構造を明らかにする設計計算書、処理工程図及び施設の付近の見取り図)のほか必要により次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)~(5) 略

(6) 第2条第3号に規定する許可を受けようとする処理業者が設置する施設の場合は、提出予定の許可申請書に添付する書類

(7)及び(8) 略

(工事完了報告書の提出)

第18条 許可対象外処理施設等の設置予定者は、当該許可対象外処理施設等の工事が完了したときは、別記産業廃棄物処理施設等工事完了報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)又は処理業者が設置する産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。

(7) 積換え保管施設 処理業者が設置する産業廃棄物の積換え及び保管のための施設をいう。

(生活環境に関する調査の実施)

第7条 産業廃棄物処理施設以外の処理施設又は積換え保管施設(以下「処理施設等」という。)を設置しようとする者は、事前に、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施しなければならない。

## 2 略

(処理施設等の設置に係る事前協議)

第8条 産業廃棄物処理施設設置予定者又は前条第1項に規定する者(以下「設置予定者」という。)は、法第15条第1項の規定による許可の申請(産業廃棄物処理施設以外の処理施設等を設置しようとする場合にあっては、その工事の着手とする。以下「許可の申請又は工事の着手」という。)の前に、別記産業廃棄物処理施設等設置(変更)事前協議書(様式第1号)により、知事(排出事業者が産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設の住所地を管轄する保健所長。以下この章(第20条の2を除く。)において同じ。)に協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、法第15条第1項の規定による許可の申請書の添付書類(産業廃棄物処理施設以外の処理施設等を設置しようとする場合にあっては、前条第1項の規定による調査の結果を記載した書類、施設の構造を明らかにする設計計算書、処理工程図及び施設の付近の見取り図)のほか必要により次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)~(5) 略

(6) 第2条第4号に規定する許可を受けようとする処理業者が設置する施設の場合は、提出予定の許可申請書に添付する書類

(7)及び(8) 略

(工事完了報告書の提出)

第18条 産業廃棄物処理施設以外の処理施設等の設置予定者は、処理施設等の工事が完了したときは、別記産業廃棄物処理施設等工事完了報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(完成検査)

第19条 略

2 許可対象外処理施設等は、前項の規定による確認検査を受けた後でなければ使用してはならない。

(構造等の変更の場合等の準用)

第20条 第6条から前条までの規定は、処理施設等の設置者が次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合について準用する。この場合において、第8条第1項及び第2項並びに第16条第3項中「第15条第1項」とあるのは、「第15条の2の4第1項」と読み替えるものとする。

(1) 当該処理施設等が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の8各号に掲げる変更

(2) 当該処理施設等が許可対象外処理施設である場合にあっては、次に掲げる変更

ア 当該許可対象外処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該施設の処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの

イ 当該許可対象外処理施設の位置の変更

ウ 当該許可対象外処理施設の処理方式の変更

エ 当該許可対象外処理施設の構造及び設備に係る変更であって、主要な設備に係るもの又は当該変更により排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させることとなるもの

オ 処理に伴い生ずる排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更

(3) 当該処理施設等が積替え保管施設である場合にあっては、当該積替え保管施設の規模の拡大

2 略

(処理施設等の承継)

第20条の2 処理施設等の設置者から当該処理施設等に係る権利を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、次に掲げる書類を作成し、知事(承継者が排出事業者である場合にあっては、当該処理施設等の所在地を管轄する保健所長)に提出しなければならない。

(1) 当該処理施設等が許可対象外処理施設等である場合にあっては、別記許可対象外処理施設等承継届出書(様式第4号)

(2) 略

(3) 略

(4) 略

2及び3 略

(完成検査)

第19条 略

2 産業廃棄物処理施設以外の処理施設等は、前項の規定による確認検査を受けた後でなければ使用してはならない。

(構造等の変更の場合等の準用)

第20条 第7条から前条までの規定は、処理施設の設置者が処理施設の構造又は規模の変更をしようとする場合及び積替え保管施設の設置者が積替え保管施設の規模の拡大をしようとする場合について準用する。この場合において、第8条第1項及び第2項中「第15条第1項」とあるのは、「第15条の2第1項」と読み替えるものとする。

2 略

(処理施設等の承継)

第20条の2 処理施設等の設置者から当該処理施設等に係る権利を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、次の各号に掲げる書類を作成し、知事(承継者が排出事業者である場合にあっては、当該処理施設等の所在地を管轄する保健所長)に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

2及び3 略

## (県外産業廃棄物の処理受託協議)

第22条 処理業者で県外で発生した産業廃棄物の処理(運搬を除く。)を受託しようとする者(以下「受託業者」という。)は、産業廃棄物の処理を委託しようとする排出事業者(以下「委託事業者」という。)ごとに別記産業廃棄物処理受託協議書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、知事に協議しなければならない。

(1)及び(2) 略

2及び3 略

## (承認等の通知)

第23条 略

2 略

3 知事は、協議の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとし、その旨を受託業者に通知するものとする。

(1) 当該処理を行う施設での適正な処理に支障が生じるおそれがあると認められる場合

(2) 産業廃棄物が積替え保管施設経由で搬入される場合

(3) 略

## (書類の提出等)

第26条 略

## (環境影響評価法等の対象事業に係る特例)

第27条 環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の対象事業(次項において「評価対象事業」という。)については、この要綱中第6条から第13条まで及び第15条の規定(第20条第1項において準用する場合を含む。)は、適用しない。

2 評価対象事業に係る第16条(第20条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第1項及び第4項中「前条の規定による通知を受けた」とあるのは「環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条又は鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)第25条の規定による環境影響評価書

## (県外産業廃棄物の処理受託協議)

第22条 処理業者で県外で発生した産業廃棄物の処理(運搬を除く。)を受託しようとする者(以下「受託業者」という。)は、排出事業者(以下「委託事業者」という。)ごとに別記産業廃棄物処理受託協議書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に協議しなければならない。

(1)及び(2) 略

2及び3 略

## (承認等の通知)

第23条 略

2 略

3 知事は、協議の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとし、その旨を受託業者に通知するものとする。

(1) 当該処理施設での適正な処理に支障が生じるおそれがあると認められる場合

(2) 産業廃棄物が積換え保管施設経由で搬入される場合

(3) 略

## (受託実績の報告)

第26条 受託業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第14条第7項の規定により知事に提出する「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分実績報告書」において、県外で発生した産業廃棄物と県内で発生した産業廃棄物の処理実績を区分して報告するものとする。

## (書類の提出等)

第27条 略

## (環境影響評価法等の対象事業に係る特例)

第28条 環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は鳥取県環境影響評価条例(平成10年12月鳥取県条例第24号)の対象事業については、この要綱中第6条から第13条まで及び第15条の規定は適用しない。この場合において、第16条の適用については、同条中「前条の規定による通知を受けた」とあるのは「環境影響評価法第27条又は鳥取県環境影響評価条例第25条の規定により環境影響評価書を公告した」と読み替えるものとする。

の公告がされた」とする。

(勧告及び公表)

第28条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第8条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事前協議をせず、又は虚偽の事前協議をした者

(2) 第15条(第20条第1項において準用する場合を含む。)の規定による完了通知を受ける前に工事に着手した者

(3)~(5) 略

2 略

(その他)

第29条 略

(勧告及び公表)

第29条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第8条第1項(第20条において準用する場合を含む。)の規定による事前協議をせず、又は虚偽の事前協議をした者

(2) 第15条の規定による完了通知を受ける前に工事に着手した者

(3)~(5) 略

2 略

(その他)

第30条 略

第2条 様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第8条関係)

産業廃棄物処理施設等設置(変更)事前協議書

職 氏 名 様

産業廃棄物処理施設等を設置(変更)したいので、下記のとおり協議します。

年 月 日

住 所

氏 名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

設置(変更)の目的	1 産業廃棄物排出事業者としての自己処理 2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業としての営業
事前協議の区分	1 中間処理施設の(設置・変更) 2 最終処分場の(設置・変更) 3 積替え保管施設の(設置・変更)
事前協議の内容	別添のとおり

【備考】該当するものに をすること。

【添付書類】

1 事前協議の区分に応じた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項(第15条の2の4第1項)の規

定による設置(変更)許可申請書の案(欄外上に事前協議用案と記入し、申請者印は不要とする。許可対象外処理施設等を設置しようとする場合にあっては、同法第15条第2項各号に掲げる事項に準じた事項を記載した書類とする。)及び設置(変更)許可申請書の添付書類

2 事前協議用添付書類

- 事業計画の概要を記載した書類
- 環境保全対策を記載した書類
- 災害防止対策を記載した書類
- 処理施設等を設置しようとする土地(進入路を含む。)を使用する権限を証する書類
- 処理施設等の設置に要する事業費及びその資金計画に関する書類
- 処理業の許可を受けようとする者が設置する場合は、提出予定の許可申請書に添付する書類
- 地元説明計画書
- 許可対象外処理施設等を設置しようとする場合にあっては、生活環境に関する調査の結果を記載した書類、施設の構造を明らかにする設計計算書、処理工程図及び施設の付近の見取り図
- その他参考となる書類等

様式第4号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、氏 名 又 は 名 称 を 氏名又は名 び代表者の

称及 氏名 に改め、同様式を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第20条の2関係)

(第1面)

許可対象外処理施設等承継届出書	
	年 月 日
職 氏 名 様	届 出 者 住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊤</span> (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電 話 番 号
許可対象外処理施設等の承継をしたいので、関係書類を添えて届け出ます。	
承継の相手方の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
許可対象外処理施設等の設置の場所	
許可対象外処理施設等の種類	
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
承 継 の 日	年 月 日
事 務 処 理 欄	




(第3面)

4 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合であって、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額	本 籍 住 所
	保有する株式の 数又は出資の金 額	割 合		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日			

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所


備考

- 1 欄は、記入しないこと。
- 2 2から5までの欄には、該当するすべての者を記載することとし、欄が不足するときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

